

本部長指示事項

- 1 市民利用施設については、国の9月19日以降の催物の開催制限の方針及び県の協力要請に基づき、徹底した感染防止対策の準備が整い次第、制限を緩和すること。
- 2 市内の社会経済活動を推進するため、キャッシュレス決済のポイント還元による消費活性化キャンペーン、商店街活性化キャンペーン、及びプレミアム付商品券の発行等の商業活性化策を着実に実施すること。
- 3 季節性インフルエンザの流行に備え、県と連携し、新型コロナウイルス感染症に対する相談・受診、検査等の体制の整備及び季節性インフルエンザの予防接種の準備を進めること。